

県南地域ナガエツルノゲイトウ等対策連絡会議設置要項

(目的)

第1条 新利根川流域において、ナガエツルノゲイトウ等の特定外来生物の繁茂が拡大し、農地への発生が確認されるなど、農業被害の発生が懸念されることから、これら特定外来生物の発生状況や防除方法等について、関係者相互の情報共有による効果的な防除対策に資するため、「県南地域ナガエツルノゲイトウ等対策連絡会議（以下、「連絡会議」という。）」を設置する。

(所掌事務)

第2条 連絡会議は目的の達成のため、次に掲げる事項を確認若しくは協議する。

- (1) ナガエツルノゲイトウ等の発生箇所、農業被害の状況
- (2) 農地及び農地周辺等における防除対策
- (3) 農業用水への流入防止対策
- (4) 農業者等への農業被害防止対策の普及・啓発
- (5) その他、ナガエツルノゲイトウ等による農業被害防止に関連する事項

(構成)

第3条 連絡会議は、別表1の職にある者をもって構成する。

- 2 また、別表2の職にある者をオブザーバーに置く。
- 3 議長は、茨城県県南農林事務所次長兼企画調整部門長とする。

(連絡会議の開催)

第4条 連絡会議は、必要に応じて議長が招集する。

- 2 議長は、必要があると認められるときは、構成員以外の者を連絡会議に出席させることができる。
- 3 構成員は、やむを得ない理由があるときは、連絡会議に代理人を出席させることができる。
- 4 連絡会議は、議題により、構成員の一部を招集し、開催することができる。
- 5 連絡会議が開催できない場合は、構成員からの書面による意思表示によって、開催に替えることができるものとする。
- 6 連絡会議は、協議内容に応じ、書面による決裁をもって議決に代えることができる。

(事務局)

第5条 連絡会議の事務局は、茨城県県南農林事務所企画調整部門企画調整課内に置く。

- 2 事務局長は、茨城県県南農林事務所企画調整部門企画調整課長とする。

(その他)

第6条 この要項に定めるものの他、連絡会議の運営等について必要な事項は、議長が別に定めるものとする。

付則

この要項は、令和3年8月31日から施行する。

別表 1

構成員	備考
<p>○管内市町村</p> <ul style="list-style-type: none"> 土浦市都市産業部農林水産課長 石岡市経済部農政課長 龍ヶ崎市産業経済部農業政策課長 取手市まちづくり振興部農政課長 牛久市環境経済部農業政策課長 つくば市経済部農業政策課長 守谷市生活経済部経済課長 稲敷市産業建設部農政課長 かすみがうら市都市産業部農林水産課長 つくばみらい市市民経済部産業経済課長 美浦村経済建設部経済課長 阿見町産業建設部農業振興課長 河内町経済課長 利根町経済課長 <p>○管内農業協同組合</p> <ul style="list-style-type: none"> やさと農業協同組合営農流通部長 新ひたち野農業協同組合営農経済部長 つくば市農業協同組合営農部長 つくば市谷田部農業協同組合営農経済部長 水郷つくば農業協同組合営農部長 茨城みなみ農業協同組合営農経済部長 稲敷農業協同組合営農経済部長 <p>○管内土地改良区</p> <ul style="list-style-type: none"> 関川霞土地改良区理事長 山王川土地改良区理事長 八郷土地改良区理事長 高浜入土地改良区理事長 石岡台地土地改良区理事長 牛渡土地改良区理事長 一の瀬土地改良区理事長 一の瀬上流土地改良区理事長 霞ヶ浦土地改良区理事長 出島東部土地改良区理事長 坂湖岸土地改良区理事長 戸崎土地改良区理事長 つくば市山下土地改良区理事長 川口土地改良区理事長 茎崎村外五ヶ町村土地改良区理事長 つくば市中根土地改良区理事長 つくば市筑波土地改良区理事長 真瀬土地改良区理事長 つくば市松塚土地改良区理事長 南筑波土地改良区理事長 福岡堰土地改良区理事長 土浦土地改良区理事長 沖宿土地改良区理事長 土浦市外十五ヶ町村土地改良区理事長 手野土地改良区理事長 	

